

# 令和5年度第9回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年12月8日(金)  
午後 13時59分～14時38分  
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

(会場参加)

赤嶺 博之	委員	伊良波宏樹	委員	上原 亀一	会長
大嶺 嘉昭	委員	八前 隆一	委員	山内 得信	委員
大谷健太郎	委員	新立 弘子	委員	藤田 喜久	委員
城間 恒浩	委員				

(Web参加)

池田 博 委員

(事務局職員) 2名

秋田 雄一(主任書記) 米丸 浩平(書記)

○事務局(秋田) 定刻より少し前ですが、委員会を始めさせていただきます。

本日、大谷委員のほうが会場に向かっているそうなのですが、交通状況によって10分ほど遅刻されるということなので、会議を始めさせていただきます。

まずは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第と議案書の合計2種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつもの約束事です。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオンとし、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の進行については、通信速度の関係もあり、画面共有しないように進めてきましたが、よろしいでしょうか。

では、ただいまより、令和5年度第9回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、伊良波委員、大嶺委員、八前委員、山内委員、新立委員、藤田委員、城間委員の9名に今のところ来ていただいております。加えて、大谷委員が後ほどいらっしやいます。ウェブでは、池田委員がご参加いただいております。大谷委員を含めて、委員定数15名に対し、今回は11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の進行をお願いします。

上原会長、よろしく願いいたします。

**○上原議長** はい、皆さんこんにちは。

これより、議事のほうに入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、議案としては3題提案されております。ご審議をお願いをいたします。

また、報告事項も3題予定をされておりますので、よろしく願いをいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。本日の議事録署名人には、新立委員と藤田委員のお二方をお願いをいたします。

**【第1号議案 南大東島及び北大東島海域における潜水器漁業の操業承認について】**

**○上原議長** それでは、早速議案に入ります。

第1号議案 南大東島及び北大東島海域における潜水器漁業の操業承認についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） はい、お願いします。

第1号議案 南大東島及び北大東島海域における潜水器漁業の操業承認について。

南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業に係る沖縄海区漁業調整委員会指示5第5号に基づく当該海域における潜水器漁業の操業承認申請が4件提出されていますので、これらの申請の承認についてご審議願います。

なお、申請者は、沖縄県漁業調整規則第4条に基づく知事許可漁業の許可を受けております。

議案書の1ページ、下半分に委員会指示の内容の抜粋を掲載しております。それから下段のほうには、知事許可漁業、潜水器漁業ですね、こちらの調整規則の抜粋を載せております。

委員会資料の内容を簡単に紹介いたしますと、この指示における当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち、別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち、別表の2の項に掲げる区域をいう。(2)から(7)の漁法が略とされておまして、(8)が潜水器漁業。潜水器漁業とは、潜水器（簡易潜水器を含む。）により、水産動植物を採捕する漁業をいう。

第2条で、操業の承認。当該海域において、第1(2)から(9)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を代表する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）及びその他沖縄海区漁業調整委員会が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

第3、委員会は、第2もしくは第7の規定により承認したとき、または第8の規定により申請があったときは、漁業操業承認書（第3号様式）を交付するとあります。

この規定に則りまして、議案書の2ページ以降、2ページ、3ページが承認証の案となっております。申請のあった4名分について作成いたしました。

こちらが承認証の案で、4ページから7ページまでが申請書と関係する漁業団体、南大東村漁業組合ですね、こちらからの操業同意書になります。

指示の中でありました、その他委員会が承認を判断するために必要とする書類というのは、今回、特段ありませんので、関係団体からの操業同意書と申請書、それから別途潜水器漁業については適切に許可申請を

行っておりますので、これらをもちまして、これら4件の申請についてご審議いただきたいと思っております。

事務局のほうでは、それぞれ提出のあった内容を確認し、操業期間や船舶について確認いたしました。

また、使用する漁具に関しては、4名とも潜水器となっております。

第1号議案について、以上です。お願いします。

**○上原議長** はい。

ただいま第1号議案について、事務局より説明がございました。

本件について、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いをしたいと思います。

**○八前委員** 会長。

**○上原議長** はい、八前委員どうぞ。

**○八前委員** 承認については、特段問題はないと思うんですが、確認だけさせてください。

南大東及び北大東海域というふうになっていますが、今回提出のあった4名は南大東での操業ということでよろしいのでしょうか。

**○上原議長** はい、事務局。

**○事務局（秋田）** 事務局よりご回答差し上げます。

今回の申請は、いずれも南大東からの申請で、操業も南大東に限ったものになります。仮に、北大東で操業しようと思うと、北大東からの同意書も必要になります。以上です。

**○八前委員** はい、分かりました。

**○上原議長** はい、分かりました。

他ございませんか。

**○山内委員** 会長。

**○上原議長** はい、山内委員どうぞ。

**○山内委員** この定義のところで、南大東沿岸海域のうち、別表1の項に掲げる区域、もしくは北大東島の沿岸海域のうち、別表2の項に掲げる区域というのは、この別表っていうのはどこにあるんですか。

**○事務局（秋田）** 申し訳ありません。委員会指示の中に、島の周りの緯度、経度を囲った表があるんですけども、簡単に申し上げると、南大東、北大東沿岸の周りの座標を列挙した表となっております。ただの座標の表でしたので、議案書には載せませんでした。

**（大谷委員、到着）**

**○山内委員** どうもありがとうございます。

**○上原議長** 他ございませんか。

特にご質問等ないようでございますので、お諮りをしたいと思えます。

第1号議案 南大東島及び北大東島海域における潜水器漁業の操業承認について、今回は南大東島の4件のみということですが、事務局提案のとおり、4件については提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

**(「はい」という声、多数)**

**○上原議長** ご異議ございませんので、第1号議案については、事務局提案のとおり承認をすることといたします。

**[第2号議案 東日本ブロックから照会のあった事項に対する各海区の意見について]**

**○上原議長** 次に、第2号議案 東日本ブロックから照会があった事項に対する各海区の意見についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

**○事務局(秋田)** はい。

第2号議案 東日本ブロックから照会のあった事項に対する各海区の意見について。

令和5年11月16日に佐賀県で開催された全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において、全漁調連より、東日本ブロックからの照会事項について報告がありました。こちらの照会事項に対する事務局の回答案についてご審議願います。

先日、11月に佐賀県で九州ブロックの会議があり、私と八前委員のほうで参加してまいりました。そこで、検討事項について照会がありましたので、2件確認させていただきたいと思えます。

まず1つ目が、福島海区と静岡海区から照会があった事項で、海の異変や気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題についてという内容です。

内容を読み上げますと、近年、海の異変や気候変動の影響によると思われる漁獲魚種の大きな増減が見られており、増加した魚種に対する漁業調整の対応(漁業権、漁業承認等)が追いついていない状況や、逆に潮流が早くなり、養殖施設が置けなくなったので漁業権を廃止した場所を今後どのように活用するかといった問題など、各海区の状況や対応について情報交換をお願いしたい。

参考として、福島海区では、2019年頃を境に漁獲魚種の大きな増減が見られており、以下のような課題があることから、各海区の状況、対応について情報交換をお願いする提案をしました。

福島海区のほうでは、ズワイガニやイカナゴの漁獲の減少が見られており、反対にイセエビやトラフグ、タチウオなどの増加が見られているようです。

イセエビについては、これまで漁業権が設定されていなかったのもので、それについて新たに漁業権を設定する必要性が出てきているということでした。

また、トラフグやタチウオについては、近年、漁獲の増加が見られているものの、資源管理の枠組みがないため、管理なく漁獲されている状況ということで、そのあたりの設定状況についても聞かれています。

本県では、回答案作成に際して水産海洋技術センターのほうにも確認をしたんですけども、漁獲の増減なんかはいろんな魚種で見られてはいるんですが、気候変動に直接因果関係を結びつけるような増減というのは判断できないということで、本県において気候変動に関連した特定の魚種の漁獲量増減は確認されていないという回答案になっております。

続けて、東京海区からの照会で、議題が政府要望提案事項の取扱いについて、議案書の10ページですね。内容は、政府要望提案は、①ブロック会議において、各海区の個別要望事項をブロック要望として取りまとめ、次に、全漁調連（理事会や会長副会長会議）で原案を作成し、③翌年の通常総会で決議後、④全漁調連要望書として政府関係機関に提出されています。

最近では、ブロック会議や通常会議では、「水産改革関係」、「資源管理の推進」、「クロマグロ関係」や「海面利用関係」等、要望事項も多岐で、提案数も増え、要望提案や要望書について資料説明が中心となり、委員や水産庁担当者との意見交換等の審議に十分時間が割かれることが少なく感じています。この点は、毎年政府要望を行う際でも、国との具体的な意見交換について同様の状況と思います。

特に、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降の数年は意見交換の機会が失われ、文書による回答で、とりわけ継続要望事項については、ほぼ毎年同じ文面となり、要望を行った海区としても形骸化している印象が否めませんし、今後の対応策についても、同じ文面から類推せざるを得ない状況です。

海区からの継続要望事項は、単に形式的、儀礼的に提出しているだけでなく、深刻で重要な事項、かつ未解決な事項のため、取り下げずに毎年提案していることは、いずれの海区においても同様と思います。

そのため、以下の点について、各海区委員会のご意見を伺いたいと思います。

(1) 政府要望提案は、全国共通の課題として取りまとめが行われるため、個別具体的ではなく、全国的な要望につながる内容に限定したらどうか。

(2) 個別具体的な提案については、要望事項とは切り離して、別議題（会議議題）として意見交換等を行うことにしたらどうか。

(3) 要望結果において、具体的な回答や提案も示されない場合、全漁調連と要望先の政府機関との間で協議を行う機会を別途設置する等、検討したらどうかという提案になっております。

これらの提案について、当海区からブロック会議を経て全国要請に上げている内容を 12 ページに九州ブロックの提案一覧として抜粋しております。

当海区からは、この中の 9 番、10 番、15 番、26 番について、26 番についてはこの 2 年間ですが、9、10、15 については数年間、同じ内容で継続して要望しているところです。

東京海区が指摘するように、要望課題については重要な課題ではあるんですが、毎年同じような内容で要望して、水産庁側からも同じような回答が返ってきているという状況が続いております。

そこで、東京海区としては、具体的な事例、要望自体は、全国共通する課題については継続して要望していくという姿勢ではあるんですが、個別具体的な課題、本県の場合ですと、26 番の違法操業については、いわゆる日本全国で課題になっているような違法操業ではなくて、本県の場合、特に北部を中心に問題になっているイセエビなんかの密漁問題があります。そういった具体的な内容については、提案の 2 番、3 番にあるように、要望事項とは切り離して、具体的な意見交換を行うという案に、事務局としては 3 つとも提案に賛同するという考えで今のところおります。

以上、提案の 1 番目と 2 番目の回答案について、皆様のご審議を願います。

以上です。

**○上原議長** はい。ただいま事務局から提案がございました。

1 つ目は、福島海区、静岡海区から提案があった気候変動に伴う漁業調整問題についてへの回答と、もう 1 点、東京海区からあった要望事項等についてを具体的にまとめていくというような提案について、おおむね賛同するというような事務局案として提案をされております。

本件について、何か委員の皆様からご意見、ご質問がいただければと思います。いかがでしょうか。

○城間委員 会長よろしいですか。

○上原議長 はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 ありがとうございます。

回答案については特に何ら疑義はないんですけれども、一つ、福島海区、静岡海区からの提案で、海の異変や気候変動によるということがありますけれども、沖縄のほうでは今のところ確認されていないということなんですけれども、これ、何か確認するっていう方向性で動いていることもあるんですか。

○上原議長 はい、お願いします。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えします。

例えばですね、北のほうの地域だと、これまで漁獲が全くなかった種類、ここで例に挙げられているイセエビだとか、例えば近年、北海道でもブリが漁獲されるようになったりして、なかったものがとれるようになったというので分かりやすい変化が見られているんですけれども、沖縄は、確かに海水温は上昇しているんですが、もともと分布している魚種が南方と共通なので、特定の魚種が増えた、減ったとかという変化がなかなかはっきりとは分からない。確かに増減がある種類も幾つかあるんですけれども、それが直接水温の変化とか環境の変化に起因するものというふうにはなかなか判断が難しいというところがありまして、こんな回答になっております。

○城間委員 ありがとうございます。

○上原議長 はい。他ございませんか。

特に、この件についてはご異議、ご質問等がないようですので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 東日本ブロックから照会があった事項に対する各海区の意見についての回答案2件、福島海区、静岡海区からの提案に対する回答案、あと東京海区から出てきたものに対する回答案については、事務局提案のとおりご承認いただくということによろしいですか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

第2号議案については、事務局提案のとおり承認をするということといたします。

【第3号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原議長 次に、第3号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） はい。

第3号議案 浮魚礁の敷設承認申請について。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、流失に伴う再敷設が1基提出されておりますので、これについて審議を願います。

議案書の13ページ半分には委員会資料の抜粋が掲載されております。いつもの内容なんですけど、14ページに申請書、今回、与那国町漁協さんのほうから表層型1基の再敷設について申請がありました。

この魚礁については、今年度5月に流失して、6月までの今年度の申請期間中には申請がまだなく、協議書について流失後に整えたところだったんですけども、今回、ぼちぼち準備が整うというところで、再敷設の承認申請がありました。

15ページに申請のフローチャートが載せてあります。この細かい赤線でくくってあるところが今回の流れになります。敷設承認で、流失による再敷設で、同じ型を同じ場所に敷設したい。再敷設前の令和5年4月から6月に流失したということで、フローチャート真ん中ほどの新規承認を、協議書不要とあるんですけど、これ、確認したところ、緯度、経度が2分以上ずれていましたので、協議書が必要になっております。

続いて、16ページ以降にいつもの承認基数の表が載せてあります。

17ページの右側、第4ブロックに与那国漁協さん、所属されておりますので、承認予定数3、承認済み2基に対して、今回新たに申請が1つ来ている状態です。

18ページが申請一覧で、確認した内容を記載しております。協議位置と、ごめんなさい、確認位置、これ記入しちゃっているんですけども、これから敷設なので、ここは、すみません、まだ空欄のままです。失礼いたしました。

19ページが提出のあった構造図になっております。事務局のほうでこの構造図をちょっと確認させていただいたんですけど、使用するロープが16ミリと細いのと、アンカーが400キロと比較的軽いというところで、もう少し仕様を強力なものにできないか、組合のほうにちょっと確認をしました。ロープは一般的に大体32ミリとか36ミリを使っているところが多く、アンカーも目安として1トン入れていただいているところなので、ちょっと仕様が弱いんじゃないかということで確認をしました。

漁協のほうからは、ロープが細いことについて認識はしているんです

けれども、八重山の中でも与那国は離島の離島で、なかなか用船の便など悪くて、台船を確保するのが難しいということで、漁船でいつもパヤオを敷設しているようです。漁船でその作業をしようとする作業できる重量が 400 キロが限界ということで、アンカーの重量が 400 キロのもので考えると、この礁体の構造もなるべく抵抗が小さい形にして簡素なものにすることで、ロープの強度がそれほど高くなくても何とか持ちこたえられるような形にしてやっているということです。ロープの太さなんかについて再検討するということでしたが、今のところ、これですぐに切れて流れてしまったとか、そういう問題は出ていないので、何とかこれで承認いただきたいということでした。

20 ページに位置図、それから 21 ページ以降に同じ第 4 ブロックからの協議書が添付してあります。

浮魚礁自体は、まだ部品が届いていなくて、これから組み立てて敷設するということなので、今回写真は添付されておりませんが、基本的にはこの構造図にあるようなものを毎回造って設置していただいているようです。

第 3 号議案については以上です。ご審議のほどお願いいたします。

**○上原議長** はい。

ただいま第 3 号議案について説明がありました。

本件について、何か委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら、お願いをしたいと思います。

特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思います。

第 3 号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、与那国漁協さんからのものですが、若干事務局からの改善要望とか指摘はあったんですが、今現状はこの状態で承認をいただきたいということのようですので、提案のとおり承認をしてよろしいですか。

**(「はい」という声、多数)**

**○上原議長** はい、ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第 3 号議案については、提案のとおり承認をすることといたします。

議案は以上でございます。

#### **[報告事項 1 改正沖縄県資源管理方針の承認について]**

**○上原議長** 報告事項について、事務局より説明をしてください。

**○事務局(秋田)** はい、お願いします。

議案書の 24 ページをお開きください。

報告事項 1 改正沖縄県資源管理方針の承認について。

令和 5 年 11 月 10 日に開催された第 8 回沖縄海区漁業調整委員会において、諮問・答申を受けた改正沖縄県資源管理方針について、11 月 20 日付で農林水産大臣の当該方針の変更について申請したところ、11 月 27 日付で承認が得られましたので、報告いたします。

なお、今後の事務作業の流れは、下記のと通りの予定です。

こちら、24 ページの下に今後の流れを表にまとめているんですが、方針の改正について承認が得られましたので、まず各漁協宛てに通知をいたしました。これ以降、各漁協で行う資源管理計画を資源管理方針に載せ替える作業が可能になります。そこで 10 月頃から各漁協向けに説明会を行ってきたんですけれども、昨日も離島地域周辺に説明会を開催して、事務方向けに協定への移行の説明会を開催したところです。

各漁協のほうで、協定で対象となる水産資源について、それから現行計画の自主管理措置の確認、それから、ソデイカは今まで自主管理措置をしていない漁協もありましたので、そういったところについては何日間かの休漁といった自主管理措置を追加で検討いただく。提出いただく資料を確認して、代表漁業者を選定した上で沖縄県のほうに申請。県のほうで申請いただいた内容を精査して承認をいたします。認定をしたものについては、県のホームページで公表ということで、ここまでで協定移行のそれぞれの流れは完了となります。

この一連の作業、全 22 協定作成する計画になっているんですが、こちらを年度内に完了する計画となっております。

25 ページが農水大臣からの変更承認の写しになっております。

報告事項 1 については以上です。

## 【報告事項 2 タイマイの採捕枠拡大に係る要請について】

○事務局（秋田） 続けてよろしいですか。

○上原議長 はい。

○事務局（秋田） 議案書の 26 ページが報告事項 2 で、タイマイの採捕枠拡大の要望書について。

令和 5 年 11 月 27 日付で、一般財団法人日本べっ甲協会、東京べっ甲組合連合会及び長崎べっ甲組合連合会より、沖縄県知事宛てに標記の要請があったことを報告いたします。

要請の回送先である海区漁業調整委員会事務局で内容を確認し、水産課内で供覧処理したところですが、本件に関する対応は下記のとおりとなっております。

現在の沖縄県における採捕承認頭数枠は、平成7年に水産庁から指導を受けて設定。以後の変更はありません。

タイマイの採捕実績、実績を申請数で割った数は、平成22年から31年までは平均15%程度と低く推移していました。近年は、ここ数年は実績が増加しているものの、採捕枠28頭が完全に消費されたことはありません。

仮に、増枠を水産庁に対して協議しようとする場合、増枠しても資源に影響を与えないと判断できる科学的根拠が不足しています。

以上のことから、増枠に関する検討は尚早と判断され、現状の採捕枠の活用を要請者に提案することとしました。

具体的には、採捕実績がある申請者に対してべっ甲協会を紹介し、必要とする買取り数を確保できるよう仲介すること。

また、今年度は新規にタイマイの採捕承認を申請し、承認された者が13名ありましたが、うち10名については前年度採捕実績がないことから、次年度以降の採捕承認枠の検討では実績のある者を優先するよう調整することも可能と考えられます。

27ページから29ページ、30ページまでがべっ甲協会の要請書関係の書類となっております。

それで、31ページ、32ページに事務局のほうで過去に整理した採捕規制の概要、枠の設定についてまとめた資料が添付してあります。

以上、報告2題になります。

**○上原議長** はい、ありがとうございます。

ただいま報告事項2点ございましたが、どちらでもよろしいですので、委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**○城間委員** 1つよろしいですか。

**○上原議長** はい、城間委員どうぞ。

**○城間委員** 1つだけ確認させてください。

報告事項の1なんですけれども、この表中のスケジュール、令和5年12月7日以降で3行目、代表漁業者の選定とあるんですけれども、これは漁協組合長ではなくて個人を代表とすることなんですか。その個人を代表とするというのは、どういった理由で個人が代表になるのかというのを教えていただけますでしょうか。

**○事務局（秋田）** はい、事務局より回答いたします。

資源管理計画は、今まで漁協単位で作成していて、漁協の組合長さんが代表としてその移行確認書類を出したり、計画の作成主体になってき

たんですけれども、法改正があって、この資源管理協定というのは、あくまで漁業者同士の約束という位置づけになりました。

それなので、1名での計画というのが今まであったんですけれども、1名では漁業者同士の約束というのはできないので、複数名以上での漁業者同士の約束という形になっております。

ですので、代表は組合長ではなく、あくまで参加している漁業者の中で代表を決めていただくというつくりになっています。

**○城間委員** そうすると、実務的には恐らく組合長さんが個人としてということになることもあるということですよ。

**○事務局（秋田）** 場合によって、例えば大型定置でやられているところなんかだとそういうふうになりますし、計画とか協定に参加している、ソデイカの方なんかだと、例えば組合長も非常勤でやられていて、漁業もやられているという場合には、組合長が代表漁業者になる場合もあるかと思えます。

基本的には、参加者どなたかを選んでいただいて、代表にしてくださいというふうになっています。

**○城間委員** ありがとうございます。

**○上原議長** 他ございますか。

特にないようでございますので、1号議案は方針の承認を農林水産大臣から受けたということですので、タイマイの採捕承認枠の要望については、まだ今、検討は時期尚早であるということがありましたので、一応要請があったということの報告でとどめたいと思えます。

特にもうないようでございますので、これで本日の議案審議等は終わりたいと思えます。

ここで、附帯決議について読み上げて、承認をいただければと思います。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するという事によろしいでしょうか。

**（「はい」という声、多数）**

**○上原議長** はい、ありがとうございます。

附帯決議については、承認をいただきました。

以上で本日の議案は終わりましたので、進行を事務局のほうにお任せします。

じゃ、事務局、よろしくをお願いします。

**○事務局（秋田）** 上原議長、どうもありがとうございました。

冒頭で申し上げ忘れましたが、本日、事務局長が議会対応のほうで、

私と米丸書記のほうで対応させていただきました。

次回の海区委員会は、年明け1月12日の金曜日に、今回と同じ県庁6階第2特別会議室で開催を予定しております。

その次なんですけれども、2月の海区委員会、予定では、通例第2金曜日ですので2月9日の予定なんですけど、2月10日が旧正月に当たっております。特に漁業関係の委員については何か影響があるかなと思うんですが、今、9日旧正の前日で都合が悪いという方いらっしゃいましたら、教えていただけますでしょうか。

**○事務局（秋田）** 大多数の方、もし差し支えないようであれば予定どおり、会議室の都合もありますので、こちらで開催させていただきたいと思います。

今後の開催形式についてですけれども、基本的には対面での会議開催を基本としていきたいと思っておりますが、体調が優れない場合や業務多忙の場合など、ご都合に合わせてウェブ形式も活用いただければと考えております。

引き続き活発なご議論をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

**○上原議長** はい。

これで年内の海区委員会は終わりますので、大変ご苦労さまでございました。

委員の皆様には、よいお年をお迎えになるように期待をしたいと思います。来年がいい年になるようによろしく願いして、また来年よろしく願います。

ありがとうございました。

**令和5年12月8日**

**議長**

**議事録署名人**

**議事録署名人**